香美市教育振興基本計画推進会議設置要綱

香美市教育委員会

（趣旨）

第１条　香美市教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するため、計画の総合的な推進と定期的な進捗管理状況の確認、検証、推進等その他教育振興基本計画に関する審議を行うため、香美市教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するとともに、推進会議の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　推進会議は、15人以内で組織する。

２　推進会議の委員は、教育長が委嘱又は任命する。

３　推進会議には、委員長及び副委員長を置く。

４　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

５　委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の3月31日までとする。

（会議）

第４条　推進会議の会議（以下「会議」という。）の進行は、議長が務める。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、資料の提出や意見、説明その他の協力を求めることができる。

４　会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、教育振興課学校教育班において処理する。

（委任）

第６条　この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附　則

　この告示は　平成26年6月18日から施行する。